

第1章 水にかけた理念と情熱

我々が明日へと生き、発展していくためには、食糧増産という大きな課題を背負っている。自然界に目を注ぐと、空から降って来た雨や雪は、地上で川となり、やがて海に流入し、蒸発して再び雲となって天恵の水を地面にもたらす。この一定のサイクルで循環する自然界の法則により、まず、農業が起こり、明治以降水利形態に漸進的ながら変化が生じて、資本主義的な工業化の過程をたどり、今日の水利体系を確立していった。こうした中で、食糧増産に全力指向していくためには、周期的に襲う干ばつによって減収の憂き目に悩まされている田畑に、農業用水を確保することが先決である。

本地域も干ばつ、大水害を被ってきたところであって、これに備えておのずから大谷池の構想が生まれ発展していった。大谷池の築造については、遠い昔より度々企画されたが、難工事のため折し々と伝えられている。大谷川は降雨期以外はあまり流水のない川である。この川の上流と下流の間で、干ばつの年ごとに水利紛争が絶えなかった。このような深刻な状態が続く中、天命を受けたごとく大正一〇年に武智惣五郎氏が南伊予村村長となる。折しも大正一一年に大干ばつ、一二年には大水害と二年連続の災害を被った。氏はなんとかこの天災から免れたいものとその水資源の有効利用をもくろみ、水量三〇万立方坪貯溜可能の大谷池の築造を計画した。時に



大谷池全景（事務所前より撮る）

氏は三八歳であつた。「成否は固より天にあり、吾れ死すとも辞せず」と初志貫徹の決意を固め、あるいは内に豁り、あるいは外に説いていった。

大谷池築造に当たっては、南伊予村だけの力では、いかんともしがたく、大正一三年四月近隣の町村の郡中村・松前町・北伊予村に呼びかけ、耕地整理組合をつくつていった。

耕地整理組合は、次の組合規約を設けた。

伊予郡南伊予村外三ヶ町村耕地整理組合規約

第一条 本組合ハ設計書及本規約ノ定ムル所ニ依リ左ノ事記ヲ行フ土地ノ交換、分合、開墾、地目変換、区画形質ノ変更、溜池ノ新設、道路、堤塘、畦畔、溝渠ノ変更廃置並灌漑排水ニ関スル設備及工事

第二条 本組合ノ地区ハ之ヲ左ノ十八区ニ分ツ

- 第一区 南伊予村大字八倉
- 第二区 同 大字宮ノ下
- 第三区 同 大字上野
- 第四区 同 大字上三谷
- 第五区 同 大字下三谷
- 第六区 北伊予村大字徳丸

- 第七区 同 大字出作
- 第八区 同 大字神崎
- 第九区 同 大字鶴吉
- 第十区 同 大字大溝
- 第十一区 同 大字永田
- 第十二区 同 大字横田
- 第十三区 同 大字東古泉
- 第十四区 同 松前町大字南黒田
- 第十五区 同 大字北黒田
- 第十六区 同 大字濱
- 第十七区 同 大字筒井
- 第十八区 郡中村

但シ別紙現形図ノ通

- 第三条 本組合ハ伊予郡南伊予村外三ヶ町村耕地整理組合ト称ス
- 第四条 本組合ノ事務所ハ之ヲ伊予郡役所内ニ置ク
- 第五条 本組合ニ組合長一名、組合副長四名及評議員二十名ヲ置ク
- 第六条 組合長、組合副長及評議員ハ耕地整理法施行規則第四十五条ノ場合ヲ除クノ外組合会ニ於テ

之ヲ選挙ス

第七条 組合長、組合副長及評議員ノ任期ハ四箇年トス但シ再選ヲ妨ゲズ補欠選挙ニ依リ就任シタル組合長、組合副長及評議員ハ前任者ノ任期を継承ス

第八条 組合長、組合副長及評議員ハ任期満了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第九条 組合長ハ耕地整理法第六十一条第一号ノ事項ニ付總會議ノ議決ヲ經ムトスルトキハ予メ評議員会ニ諮詢スベシ

第十条 本組合ニ組合会ヲ置ク

組合會議員ハ四十名トス

第十一条 組合會議員ノ任期ハ四箇年トス

第七条第一項但書及第三項ノ規定ハ組合會議員ニ之ヲ準用ス

第十二条 組合會議員ノ選挙ヲ行フニハ組合長ハ選挙ノ日ヨリ少クモ五日前ニ選挙スヘキ議員ノ数選挙ノ日時及場所ヲ記載シテ各組合員ニ通知ヲ発スベシ

第十三条 組合會議員ノ選挙ハ組合長又ハ組合副長之ヲ管理シ評議員二名以上ノ立会ヲ以テ之ヲ行フ

第十四条 組合會議員ハ各区内ノ土地ノ所有者連記名投票ニ依リ之ヲ互選ス其ノ得票同数ナルトキハ年長順ニ依リ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十六条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五条 組合員ハ代理人ヲ以テ前条ノ選挙権ヲ行フコトヲ得

代理人ハ代理権ヲ証スル書面ヲ選挙管理者ニ差出スヘシ

第十六条 總會ニ於テ組合員ノ有スル表決権ハ各平等トス

第十七条 組合ノ地区所在ノ市町村若ハ其隣接市町村ニ住所若ハ居所ヲ有セザル組合員耕地整理ニ関スル通知若ハ書類ノ送付ヲ受クル為仮住所ヲ選定シ又ハ耕地整理ニ関スル一切ノ行為ヲ為サシムル為代表者ヲ選定シタルトキハ遲滞ナク之ヲ組合ニ届出スヘシ

前項ノ仮住所ハ成ルベク組合ノ地区所在ノ市町村若ハ其隣接市町村ニ於テ選定スベシ、代表者ノ住所ニ付亦同ジ

第十八条 本組合ニ工事、會計及庶務ノ三掛ヲ置ク

各掛ノ事務ハ組合長ノ定ムル所ニ依リ組合副長又ハ評議員之ヲ分掌ス

第十九条 工事掛ニ於テハ設計書ニ定メタル工事及設備ニ関スル事務ヲ掌ル會計掛ニ於テハ予算決算金錢及物品ノ出納ニ関スル事務ヲ掌ル

庶務掛ニ於テハ文書ノ調製往復及他ノ掛ニ属セサル事務ヲ掌ル

第二十条 組合長組合副長評議員組合會議員ニ対スル報酬若ハ手当及旅費ハ組合会ニ於テ支給額ヲ決定スルモノトス

第二十一条 組合長ハ予算ノ範圍内ニ於テ技術員書記其ノ他ノ事務員ヲ任用スルコトヲ得

前項技術員ノ任免ハ評議員会ニ諮詢スヘシ

第二十二條 工事ハ直営トス但シ評議員会ノ議決ヲ經テ請負ニ付スルコトヲ得組合長組合副長評議員

ハ工事ノ請負ヲ為スコトヲ得ス

第二十三條 工事ノ請負又ハ物品ノ購入ハ競争入札ノ方法ニ依ルベシ但シ評議員会ノ議決ヲ經タルトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第二十四條 金銭ハ直ニ支払ヲ要スルモノノ外組合会ニ於テ定メタル銀行ニ預ケ入ルルモノトス

第二十五條 耕地整理法第八條及第二十七條ニ依ル補償金ノ額ハ被害者ヨリ損害見積書ヲ提出セシメ評議員会ノ議決ヲ經テ組合長之ヲ定ム

第二十六條 工事施行中道路堤塘溝渠其ノ他ノ工作物ノ敷地ト為シタル土地又ハ工事用材料置場等ニ充テタル土地ニ対シテハ其ノ借賃ヲ見積リ評議員会ノ議決ヲ經テ、補償ヲ為スモノトス但シ第二十七條規定ヲ適用スヘキ時期ニ至リタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 第三十一條ニ依リ使用スル土地ガ工事済ノ土地ニシテ其ノ收益ガ之ニ対スル土地ノ收益ト異ナル場合ニハ其ノ借賃ノ差額ヲ見積リ評議員会ノ議決ヲ經テ補償金ヲ徴収シ又ハ交付ス

第二十八條 組合費ハ予算ノ定ムル所ニ依リ各區別ニ其ノ区内ノ土地ノ評定価額ヲ標準トシテ之ヲ分賦ス但シ換地交付後ニ於テハ清算金ヲ徴収セラレタルモノニ在リテハ換地ノ評定価額ヨリ之ヲ減シ其ノ交付ヲ受ケタルモノニアリテハ之ヲ加ヘタル額ヲ標準トス但シ溜池新設ニ要スル費用ハ其ノ溜池ヨリ配水スル耕地面積ニ対シ面積割ニ賦課スルモノトス

第二十九條 組合費並第二十七條及第三十五條ニ依ル徴収金納付ノ期日及場所ハ組合長之ヲ定メ十日

以前ニ組合員ニ通知スルモノトス

第三十條 組合員ニシテ組合費又ハ第二十七條若ハ第三十四條ニ依ル徴収金ノ納付ヲ怠リタルトキハ其ノ延滞日数ニ応ジ金百円ニ付一日金四錢ノ延滞利息ヲ徴収スルノ外督促一回毎ニ金十錢ノ過怠金ヲ徴収ス

耕地整理法第七十九條ノ規定ニ依リ市町村ニ於テ滞納処分ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ徴収金額ノ百分ノ四ニ相当スル過怠金ヲ徴収ス

第三十一條 耕地整理法第三十條第四項ノ告示前ニ於テハ工事ニ妨ナキ限り組合員ハ其ノ所有地ヲ使用スルコトヲ得、但シ従前ノ地区ニ依リ之ヲ使用スルコト能ハサルトキハ組合長ハ相当ナル使用区域ヲ指定スルモノトス

第三十二條 換地交付及之ニ関スル清算ハ各区毎ニ其ノ工事完了後之ヲ行フモノトス

第三十三條 換地ヲ交付スルニハ地目面積及等位ヲ標準トス但シ各組合員ニ交付スル換地ノ總面積ハ成ルヘク其ノ従前ノ土地ノ總面積ニ比例セシムルモノトス

換地ハ其ノ交付ヲ受クルモノニ利益ナリト認ムル位置ニ於テ成ルヘク取纏メテ之ヲ交付スルモノトス

第三十四條 換地交付ニ関シ徴収又ハ交付スヘキ清算金額ハ従前ノ土地ノ評定価額總額ニ対スル換地ノ評定価額總額ノ比ヲ従前ノ土地ノ評定価額ニ乗ジタル額ト換地ノ評定価額トノ差額トス

第三十五條 従前ノ土地各筆ノ価額ハ工事着手前評議員会ニ諮詢シ組合長之ヲ評定シテ各区毎ニ耕地

整理法第五十条ノ条件ヲ具備スル總會議ノ議決ヲ經ヘシ

換地トシテ交付スヘキ土地ノ価額ハ工事完了後遅滞ナク評議員会ニ諮詢シテ組合長之ヲ評定シ
耕地整理法第三十条第一項第二項ノ規定ニ依ル処分ニ付各区毎ニ總會議ノ議決ヲ經ベシ

その後県に請願を重ね、昭和六年一月に、県の事業としての決定をみた。その県営に移す経緯を『愛媛県議会議』に基づいて述べている一部の資料を掲げてみると次のようなことである。

時の知事は笹井幸一郎（民政党政権）である。本県は与党の政友会の方が多数であった。このような状態の中、知事が大谷川の問題を出したので、いきおい反対も非常に強かった。その知事の趣旨説明の一部を見ると、次のようである。

「南伊予村・北伊予・松前・郡中の四か町村にわたりまして、約六五〇町歩が灌漑用水に不足を来たして、近年殆ど毎年のように旱魃の害を被り、收穫皆無、あるいは七割以上も減収するというような面積が、一三五町歩もございます。つまり、昭和五年という年が大変な旱魃でございまして、この年は殆ど收穫皆無という状況が、六五〇町歩の内、一三五町歩もあったという訳です。そして、近年のように年々旱魃の害を受けましては、一般農家は不景気の上に一層困難をしている状態になります。

これ誠に同情に耐えないということで、農民の困難も限度に來ているので、この際、用排水補給施設として大谷川の上流に、約三〇万立方坪の貯水が出来るような溜め池を設置し、これに伴う水路を改

修しようというのがこの事業の内容でございます。総工費は五九万六、〇〇〇円の見込みでありまして、昭和六年度から四か年の継続事業といたしまして、費用の負担は、前年、県内において用排水幹線の事業として施工いたしました例にならい、五九万六、〇〇〇円の半額は国庫補助に仰ぎ、残りの半額は地元耕地整理組合と、県とで折半をする契約をしています。」

この説明の時、丁度武智惣五郎氏をはじめ、地元民は、多数傍聴に訪れていた。この時、武智氏が、海南新聞記者に求められるままに語った内容は「大谷池築造を県営に移し、八千の農民を救わん」と涙を流して情のこもった、村民の代表らしい発言であったとある。

しかし、再審議の結果、議員多数の政友会の賛成を得られず、否決という悲運を味わわねばならなかった。けれども、武智氏の熱誠と地区農民の切願が時の民政党代議士、武知勇記・村上紋四郎・松田喜三郎氏の協力のもとに民政党内務大臣安達謙造への申訴を実現させ、昭和六年一月二二日、大谷池築造の件、原案執行にこぎつけたものといわれている。

悲願成就に至るまでの、この水利事業にかかわったすべての人々の努力の総和をいま思えば、気の遠くなるほどである。そして、その中心には、この事業推進に身を捧げてやまなかつた指導者武智惣五郎氏の、先覚的な理念と強烈な情熱が、大きく光彩を放っているのである。

第一節 大谷池の発想

大谷川貯水池関係区域は、伊予郡における米作地、南伊予と北伊予と郡中・松前町の一部であるが、毎年干害と水害の両難に悩まされてきた。大正十一年は大干ばつ、十二年は大水害と二年連続の災害を被った。しかも、昭和五年は明治二七、八年に次ぐ大干ばつで稲は枯死し、一望焼野原のようになった。

また、県下の悪川といわれる大谷川は、南伊予村の大谷に源を発し、長蛇の如く曲流して、海に入るのであるが、川底は人家よりも非常に高く、一挙降雨の際には出水甚だしく、決壊・氾濫はんらんの災害に陥ることしばしばであった。そのため、毎年多大の防水費を要し、一度決壊すれば県・地域ともにその損害は甚大であった。大谷川の発する源である大谷に一大貯水池を築き、この水を溜め、夏期の用水とするならば、いわゆる災い転じて福となすで、干害が除去されとともに水害をも免れる一挙兩得の策であろうと考える人々が多かった。

この干ばつ・水害から免れようと、大谷を堰止めて大谷池をと試みてきたのは遠く江戸の昔からであった。しかし、その発想の実現は至難のわざであることがわかり、机上の空論として終わつたようである。その後もこれは様々の夢想を生んだであろうが本格的に調査し、取組みを始めたのは武智惣五郎氏が村長に就任後の大正一二年からである。この時から大谷池築造構想は具体的に動き始める。その苦難の足跡の一部をふりかえってみよう。

昭和八年、溜池の堤防づくりに着工後、籠池は危険だと地元の反対が起こったが、龍王さんを祀る淵を爆破して、工事を進めた。ところが、翌昭和九年に大水害が起こり、せっかくの工事も多大の被害を受けた。また、総指揮をとっていた武智村長が、多年の心労のためか、病氣入院となった。「龍王さんのたたきだ。」などと毒づく人もいた。

翌一〇年、東京大学から地質学の堀田教授を迎え、昼夜にわたって調査をした。その結果、西南より東北に岩層があり、これに沿って水が流れている。特に、八〇尺以上の水深になると、その水圧で上三谷の原・上野の上郷あたりの屋敷・耕地がだめになるであろうという。そこで同教授の指導を受けて、前はがねを入れることにした。これは、予算にない四万円の使用があるので、役員も難色を示し、辞表を出すと言い出した。四万円の費用については、狩野技師に、中央派遣の学者の意見だからと言って補助を出すようにしてもらったが、この事件で、昭和一四年度から上吾川約五〇町、下吾川約一〇〇町はこの事業から脱退、黒田は態度不明、という結果となってしまった。

村長武智氏の家では親族会議を開いて、今のうちに財産の整理をすれば何とか生活ができるからと、この泥沼のような工事から手を引かせようと話し合いが続けられたらしい。しかし、氏の母堂の激励があった。氏は勇氣百倍、完遂の決意をこめて再出発したということもあつたのである。

大谷池築造五〇周年記念にあたる本年、即ち平成六年七月、伊予市は打ち続く猛暑の日照り続きに深刻な水不足を来し三二年ぶりに渇水対策本部を設置した。昭和三七年以来の措置である。毎日のように市水道課の節水呼びかける車が走っている。松山市を中心とした道後平野は枯れ野化の恐れなしとせず、

必死で節水を呼びかけている。銅山川水系を管理する四国地建吉野川ダム統合管理事務所も、柳瀬、新宮両ダムの貯水確保率が四〇%を切る見込みになったとして、七月八日、今期二回目の銅山川渇水検討会を開催とある。周辺地域すべてが、この大渇水におのく中で、本地区が、ある程度のゆとりをもつことができることは、まさに大谷池のおかげである。本年のような時、この溜池がなかったら、一面枯れ野となり、ひび割れた田地と化して、なすすべもなく、大変な状態がおこっていただろう。大谷池の恩恵をかみしめ、感謝しなければならぬ。本当にありがたいことである。

第二節 南伊予村外三か町村用排水改良事業

1 事業の目的

本地区（伊予郡南伊予村の大部分及び北伊予村・松前町・郡中町の一部を包括する集団団地）は毎年灌漑用水の不足を訴え多大の被害を蒙っている。その救済策として南方山溪において大谷川を堰き止め、一大貯水池を築造して用水の補給を行い、年来の干害を除去するとともに豪雨時における大谷川氾濫の害を緩和することを目的とするものである。

2 計画の要旨

貯水池敷地は、計画上最適の箇所と認められる、南伊予村・原町村の両村の村界に跨る大谷川溪谷を選定する。堤高一六尺・貯水容量二九万六、六〇〇立坪の土造堰堤を築造する。該地点においては直接集水面積四五〇余町歩に及ぶも、なお、補助集水源として、集水面積二五八町歩を有する砥部川の支流村川より非灌漑期中の流水を引用して、貯水する計画である。

その他、貯水池築造付帯工事として、用水引用幹線水路の鑿及び道路の付替え等を行うものとする。

3 補給水量及び灌漑補水地積

補給すべき水量の算定は、干天連続の場合在来溜池の貯水を以て給水する。なお、不足する水量は計画貯水池に求める計画で、既往二〇か年の干天連続

日数を調査し、これを四〇日間と決定する。

このようにして、該期間中に要する総用水量を算出すると、四六万二、七三〇立坪となり既設溜池貯水量並びに、諸損失水量を加減して補水を要する総水量を二八万八、三〇〇立坪とする。

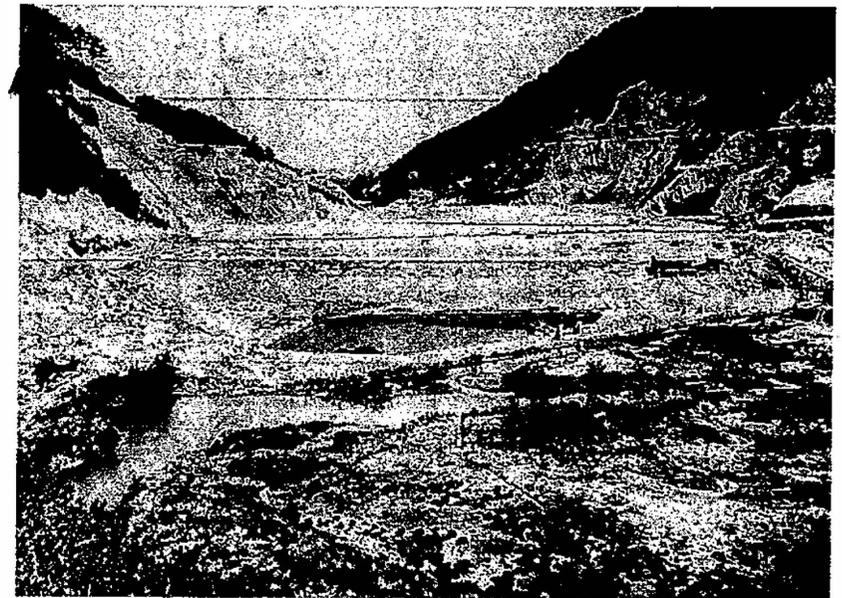
なお、灌漑補水地積田は六五〇町歩となる。内訳は南伊予村 田四三〇町歩、北伊予村 田三〇町歩、松前町 田四〇町歩、郡中町 田一五〇町歩である。また、堰堤は、堤頂の延長九〇間五合、馬踏幅員三〇尺、堤防直高一六尺五寸、堤敷面積二町三反六畝歩である。事業費としては、総額は五十一万六、六三七円となる。内訳は、工事費四六万五、七九八円、事務費三万三、〇〇〇円、予備費一万七、八三九円とする。

事業年度区分は昭和六年度（導水溝

全部用地買収六分）、昭和七年度（樋管工・道路工全部築堤工三期割用地買収七割六分）、昭和八年度（配水工・余水吐工三割築堤工四割用地買収一割八分）、昭和九年度（張石工・筋芝工・幹線水路工全部配水工・余水吐工七割築堤工一割）である。



斜樋泥吐ゲート設置実況



築立真高117尺の内（内面より望む）

利益計算（事業施工に依り得る利益）

収益増加による利益（年々の利益）の見込み

米増収量四、五五〇石、価格金九万一、〇〇〇円（但米価格一石に付二〇円とする）その他排水改良により得られる利益は言うまでもないが、これは省略する。

貯水池並びに付帯工事費総額五〇万六、六三七円の外に、用水引用支線水路延長約三、五〇〇間、この工費一十万円とみなし、全事業費六十二万六、三三七円に対し、前記増収による利益は、約一割四分強に当たる。土地価格増進による利益（一時的利益）一〇三万三、五〇〇円（計算省略）

このようなことが、南伊予村外三か町村用排水改良事業についての目的・計画・推進の骨子であった。（この記事は工事計画の段階のもので、完成時の工事報告とは多少差異がある。）

第三節 工事犠牲者

長期にわたる大谷池築造工事中に、不幸にして不慮の事故に遭い、若く尊い生命を捧げた方が三名あった。どの方も地元出身で前途有為の青年であり、家族の皆様のお悲しみばかりであったかと心から痛惜の念に堪えない次第である。

用排水改良工事組合では、この三名の事故の度に直ちに役員会を開き協議の結果、遺族に対する扶助料

その他を次の通り決定し支出して遺族に贈呈した。

但し、大谷池工事は昭和一七年以降、県直営となったので丸橋貫一殿（昭和一八年死亡）の遺族扶助料等は、不詳である。

- 一、労働者災害扶助法施行令第八条及び全第十五条第一項第三号に依り遺族扶助料として金貳百八拾八円を支出すること。
- 二、労働者災害扶助法施行令第九条及び全第十五条第一項第三号により葬祭料として金參拾円を支出すること。
- 三、他に弔慰金として金壹百円を支出すること。

ここに、この尊い工事犠牲者三名の住所・氏名と当時の年齢等を記し、深い感謝をこめて永遠の御冥福を祈りたい。

伊予郡南伊予村上三谷平松（現在伊予市上三谷）

故高橋進平殿 当時一九歳

昭和一〇年一月二日、大谷池築堤工事現場において、土砂運搬作業中崩壊して来た土砂の中に埋まり、そのまま死亡した。



供養塔

伊予郡南伊予村上野下郷（現在伊予市上野）

故水口勝吉殿 当時二〇歳

昭和一年五月九日正午頃、大谷池築堤工事現場において、土砂運搬作業中突然崩壊して来た土砂に逃げおくれたため下半身生き埋めとなり、居合わせた人たちに助け出されたが瀕死の重傷で、直ちにタンカで自宅まで連れ帰られたが間もなく死亡した。

伊予郡中村米湊（現在伊予市米湊）

故丸橋貫一殿 当時四〇歳

昭和一八年三月七日午前八時頃、大谷池築堤工事現場において、土砂運搬作業中突然崩れ落ちて来た土砂に全身生き埋めとなり、幸いにも周囲の人の必死の救出で一命は取り止めたかと思われたが、翌三月八日遂に死亡した。

翌昭和一九年になって右の殉職者三名の供養塔建設の議が起こり、大谷池堤防の西端龍王社社殿の側面に石碑を建て、その霊を永遠に祀ることとした。この碑の入魂式が昭和一九年二月二四日しめやかにかつ厳粛に行われた。

第四節 大谷池の水没補償

地域の住民を災害から守り、あるいは生活を保障するための大谷池を造成するには、その陰に、永年住み馴れた家屋敷、永年耕作して来た田・畑を犠牲にして、提供しなければならない人々のあったことを忘れることはできない。

住居を移転しなければならない家庭が七戸あった。

家屋移転という大変な御迷惑をおかけした七戸の戸主は次の方々である。（敬称を省く）

上三谷古池ノ内四〇二九番地	水口長五郎	原町村大字七折字大谷甲三七〇番地	竹内 美坂
上三谷大字建石四一〇四番地	林 儀太郎	原町村大字七折甲三七二番地	橋本長五郎
原町村大字七折字大谷三八八番地	曾根 亀吉	原町村大字七折甲三六九番地	小笠原鶴一
原町村大字七折字大谷三七二番地	平田 谷次		

この方々が居住家屋から立ち退くことを承知していただかなければ、いかに地域の多くの人々のためとは言え、この造成は不可能であった。

その移転補償費は、例えば総坪数二二三坪で六二〇円と記録されている。今から見れば僅少ではあるが、当時としては適当とされた額であった。

住宅移転以上に同意を躊躇ちゅうちゆされるのが先祖を祭る墓や神を祀る祠の移動である。この造成のために両者



水没した家屋畑など

合わせて四三基の遷移が行われた。その補償額は、一五四円である。住宅の周囲に植えられていた庭木、果樹、桑、栗、柑橘等の立木補償は、五一六円八〇銭である。

耕作地であった田、畑は合わせて三町一反四畝二八歩で、その補償額は七七一元七三銭と算出された。

なお、これ等の土地も含めて大谷池漬地の面積は、次のとおりであった。

国有山林五町一反三畝一五歩、民有山林二町七反七畝一步、田五町二反三畝、畑四反二畝一二歩、宅地一反四畝、墓地一二歩、道、水路二町九反五畝三歩、合わせて一六町六反五畝二三歩である。

大谷池造成についての用地及び費用は、国有林（土砂取場）補償面積五町六反五畝 金額五六五円、民有林敷地買収二町七反七畝一步 金額三、一六〇円一九銭、民有田敷地買収五町二反三畝 金額二万六、一五〇円、民有畑敷地買収四反二畝一二歩 金額八四八円、民有宅地一反四畝 金額七〇〇円、民有墓地一二歩 金額四円、用地費合計額は、三万一、四二七円一九銭である。（巻末別表「米価」参照）

第四章

大谷池築造工事の進展と完成

第一節 起工式

伊予郡南伊予村外三か町村耕地整理組合の組合会議を昭和五年一月一六日、伊予郡役所において開会し、出席者二七名、副組合長武智惣五郎氏議長席につき、大谷池並びに幹線水路県営施行方請願書（組合員一、二〇二名）の提出を決議す。

昭和六年二月四日、伊予尋常高等小学校において協議会を開催し、本組合の地区内においての用排水改良工事を請負施工する目的をもって伊予郡南伊予村・北伊予村用排水改良工事 組合を設立し、組合規約を定め、正副組合長及び組合会議員を次のとおり選出した。

組合長 武智惣五郎

副組合長 本多 欽

組合会議員 武智昇、玉井和三市、佐々木盛三郎、楠本多三郎、松野市平、影浦節義、篠崎新太郎
昭和六年二月二九日、起工式の件を議決。

昭和六年二月一五日、県主催にて地鎮祭（起工式）を現地において挙行。愛媛県知事笹井幸一郎氏より告辞あり。

告 辞

伊予郡南伊予村外三ヶ町村用排水改良事業工事ヲ起スニ当リ本日地鎮祭ヲ執行セラル、ハ洵ニ欣快トスル所ナリ

抑々本事業関係耕地六百余町歩ハ伊予米産地ノ中極ニ属シ地味豊穰ナリト雖灌漑用水ニ乏シク絶へズ早魘ノ害ヲ被リ時ニ收穫皆無ノ惨害ヲ生スル事アリテ関係農村ノ困憊甚シキモノアリ之カ救済の方策トシテ大谷ノ溪谷ニ貯水池ヲ築造シ用水ノ改良ヲ施スヲ以テ最モ適切ナルモノトシ 関係地方ニ於テ夙ニ企画セラレタルモノアリシモ容易ニ実行ノ機運ニ至ラス 而モ災害八年ヲ遂フテ甚シキヲ加へ関係地方ノ要望切ナルモノアリ其事業ノ施行ハ焦眉ノ急務ナルヲ認メ県管ヲ以テ昭和六年度ヨリ四ヶ年継続事業トシテ事業費五十一万六千円ヲ以テ 貯水池ノ築造並其ノ付帯工事ヲ施シ用水源ノ確立ヲ図リ年来ノ被害ヲ永遠ニ除去セムコトヲ期スルモノニシテ 竣成ノ暁ハ地方福祉ノ増進ニ資スル所極メテ大ナルノミナラズ延テハ国家ノ食糧問題解決ニ貢献スル所尠カラザルベシ 冀ハ関係耕地整理組合並工事組合諸氏今後益々協心戮力以テ本事業ノ完成ニ努メ所期ノ目的ヲ達成セラレムコトヲ一言以テ告辞トス

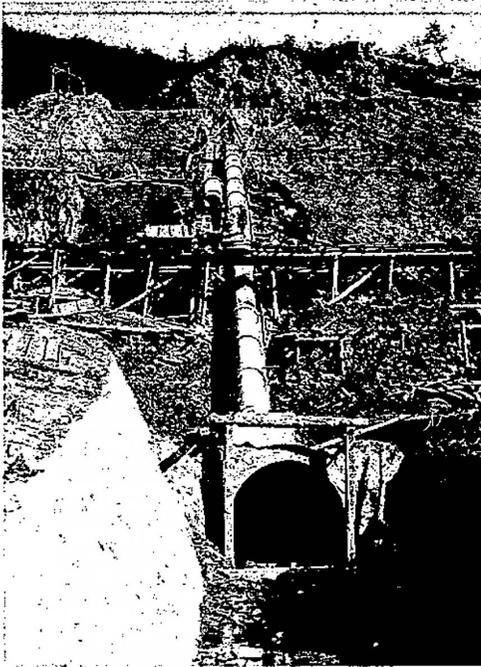
昭和六年十二月十五日

愛媛県知事 笹井幸二郎

第二節 事業の変更

昭和六年一月一日、用排水改良工事組合は、県管工事第一期分導水溝の請負施工方愛媛県宛申請、同年一二月一四日請負の承認（その請負金二万三、七〇〇円↓変更後二万五、三一五円）を受け鋭意工事の施工を進めた。しかし、予期しない難工事のため工期内完成ができず、昭和七年三月二五日用排水改良工事組合長武智惣五郎は愛媛県知事久米成夫宛、先に申請した工事の期間延長願いを次の通り提出した。

昭和六年一二月一四日御契約相成し、伊予郡南伊予村外三ヶ町村用排水改良第一期工事は、早急工事に着手し種々の方法を以て日夜工事の完成に努力し隧道掘鑿は一昼夜人夫三交代にして掘鑿したるも意想外強靱で火薬の爆破力を多大に減殺する大磐石に会い鑿



斜樋ヒューム管伏設実況

岩機を用いんとしても適せず又人夫を増加せんとしても径五尺と六尺の小隧道なれば ……云々、以て工事期間を来る五月三十一日迄御延長下さる様お願い致します。

事業に関する説明書

大谷貯水池は関係地区田面積六百五十町歩の干害と大谷川の水害とを除去せんが為に築造せらるるものにして、其の工事を第一期、第二期に分ち第一期工事として昭和六、七年の両年度に水源導水溝八百六十五間うち隧道を施工（そのうち三百三十間の導水隧道の開鑿をなし、第二期工事として昭和七、八、九、十年度に於て貯水池を築造するものなり。其の設計概要左の通り。

大谷池構造並容量

- 位置 伊予郡南伊予村、原町村の境界に跨り新設
- 堤頂延長 九十間五合
- 馬踏幅員 三十尺
- 堤心高 百十六尺四寸九分
- 内法三割 外法上段二割中段下段二



余水の吐隧道支柱グラウト施工中の実況

- 割五分各犬走 幅員六尺
- 堤心壁 上幅十二尺測法一分
- 堤塘築堤 土坪五万四千三百六十四立坪
- 伏樋延長 八十一間二合 内隧道二十九間
- 余水吐 溢流堰延長二十二間三合隧道二十二間 斜部五十八間七合
- 水面積 十二町八反八畝八歩
- 堤塘敷地 二町三反六畝歩
- 貯水量 二十九万二千六百四立坪
- 潰地ノ内固有林 五町一反三畝十五歩
- 溜池築造費 五十一万六千六百三十七円

昭和七年一〇月一二日伊予郡南伊予村・北伊予村用排水改良工事組合長武智惣五郎は、大谷池築造第二期工事の請負施工方について愛媛県あて申請。昭和八年三月八日以下の条件をもって請負契約を締結。築堤工の本格的な施工を進めることとなった。

工事竣工期限 昭和十一年三月三十一日

第4章 大谷池築造工事の進展と完成

請負金 一金四四万円

なお、工事施工中、昭和九年八月には予期しない室戸台風の来襲により施工工事に多大の被害をうけ工事変更を余儀なくしたため、昭和十二年三月三〇日請負契約を変更する。

工事竣工期限 昭和一六年三月三十一日

増額請負金 一金三万六、〇〇〇円

工事は、年別に次に示すように施工されていったが太平洋戦争の戦局はますます厳しい事態に立ち向かい、労力・資材共に極度の不足を生じた。

昭和一六年三月一八日やむなく工事解約を願出することとなった。

(注)このことにより残工事は県直営方式となる。

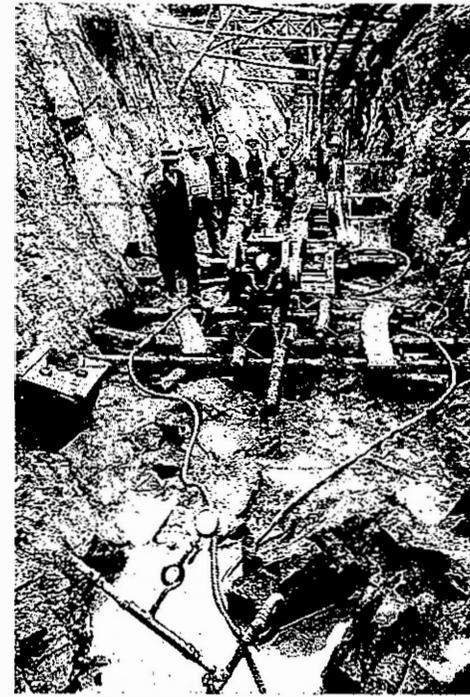
請負減少金

一金七万九、三二七円二三銭

(最終的な請負金)

三九万六、七七二円七七銭

昭和七年一〇月一二日伊予郡南伊予村・北伊予村用排水改良工事組合長武智



中心鋼土掘鑿底にグラウチング施行実況

惣五郎は、第二期工事請負申請(昭和八年三月請負金四四万円、竣工期限昭和一一年三月三十一日)。

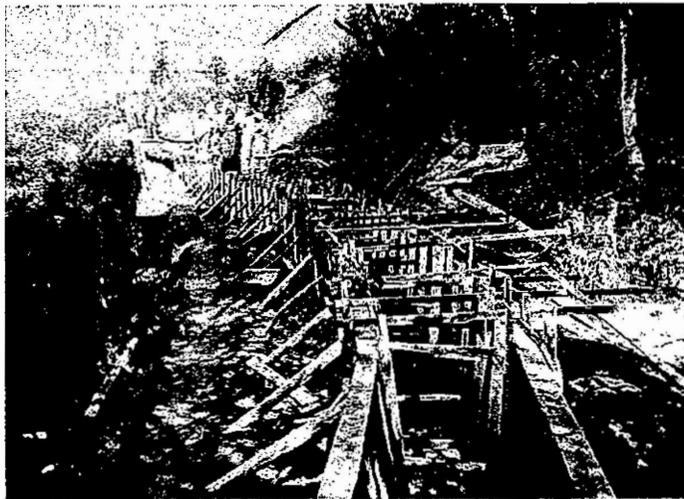
昭和八年度は、築堤工、鋼土工、樋管工、余水吐工等工事を本格的に始める。昭和九年度は、前年度に引き続いて工事をする他張石工事にも着手す。

昭和一〇年度は、更に道路工事にも着手、昭和一一年度は、築堤工、鋼土工、筋芝工、余水吐工等の工事をなす。昭和一二年度は、従来の工事の他に配水斜樋工が新規工事として加わる。

昭和一三年度は、築堤工、鋼土工、張石工の工事がなされる。昭和一四年度は、昭和一三年度の工事に加えて、配水斜樋工、幹線水路工の工事が行われる。

昭和一五年度は、築堤工、鋼土工、張石工、筋芝工、配水斜樋工、道路工、幹線水路工、道路工に新たに加えて導水河川工事が行われた。

昭和一六年度には、築堤工、鋼土工、張石工、筋芝工、樋管工、配水斜樋工、余水吐工、幹線水路工、道路工、導水河川工等、全面的かつ急ピッチに工事が進められた。



東部支線水路の実況



工事の苦節



室戸台風による被害

昭和一七年度は、築堤工、鋼土工、張石工、余水吐工が行われた。昭和一八年度は、昭和一七年度の工事の他、筋芝工、樋管工、幹線水路工が行われた。

昭和一九年度は、各種工事総仕上げの年で、築堤工、鋼土工、張石工、配水斜樋工、余水吐工、道路工、土留工、砂防土等工事を完了し、用地費の支払いも完了したと記録されている。

第二節 工事の苦節

大谷池の築造については、遠く元禄の昔より大洲藩で度々企画されたが、いずれも地質がもろく、かつ工事中の洪水などによりざ折したと伝えられている。

大谷川は、降雨期以外はあまり流水がない川である。しかし、大雨になると鉄砲水のような流水となり、下流の平地では、度々氾濫して水没地域が生じた。

大正一一年には大干ばつがあり、時の南伊予村村長武智惣五郎は、干ばつと水争いや洪水防止のため、翌一二年大谷池築造を発起した。

大正一三年には南伊予村外三か町村耕地整理組合を設立、関係地域の農地調査、耕作者の賛成等準備万端を整え、昭和六年一二月用排水改良工事が認められ、第一期工事が認下され、昭和八年築堤工事も承認された。昭和九年八月には、室戸台風による大水害に見舞われ、仮締切り、床掘りなど基礎工事がほとんど

ど流失埋没するという大きな被害を受けた。岩質がもろく割れ目も多いので、地質の専門家東大の堀田教授を招き、つぶさに調査をした結果、同教授の指導を受けて前がねを入れることにしたが、予算外のため費用面でも苦勞をした。なお、セメントグラウトなど、漏水防止にはひとかたならぬ苦勞があった。

工事といっても現在のような工作機械もなく、当時はほとんど人力施工である。着工して間もなく日支事変が起こり、続いて大東亜戦争の戦時下となった。労務者の減少、資材の不足のなか、村民の奉仕的な作業が続いた。土を掘り、モッコをかつぎ、トロッコを押し土を運ぶなど重労働が続けられ、従事した延べ人員は三七万三、〇〇〇人といわれている。戦中の資材難、労力不足により昭和一七年度から県直営方式によって工事が進められた。

第四節 工事費

昭和六年一二月、起工式が行われたが、導水工事の開始は昭和七年一月である。

昭和六年度は導水工事のための用地買収を始める。その事業費は、三、一三八円四四銭である。

昭和七年度は、導水工事を行い、その事業費は二万六、六三六円五六銭で第一期工事の合計額は、二万九、七七五円である。

第二期工事は、昭和八年度から始められその事業費の年度別金額は次の通りである。

昭和 八年度	七万二、七二六円八七銭
昭和 九年度	三万四、一七四円七六銭
昭和一〇年度	六万五、八六一円六六銭
昭和一一年度	六万五、四五一円二八銭
昭和一二年度	五万五、一六〇円四二銭
昭和一三年度	二万五、七一四円三九銭
昭和一四年度	三万八、二九円三八銭
昭和一五年度	一万三、二八七円七二銭
昭和一六年度	一三万四、〇七八円二二銭
昭和一七年度	四万七、一九円一一銭
昭和一八年度	四万三、五四四円八九銭
昭和一九年度	五万四、〇五〇円二銭

第二期工事は、昭和八年八月より昭和二〇年三月末で、事業費は六三万八、一八四円三九銭、総事業費は、実に六万七、九五九円三九銭である。



竣工式 組合長挨拶

第五節 竣工式

昭和二〇年四月一二日午前一〇時大谷池畔において、神事の後竣工式が挙行された。

- 一 開式の辞
- 一 知事式辞（別掲）
- 一 工事報告
- 一 農商大臣告辞
- 一 組合長挨拶
- 一 来賓祝辞
- 一 閉式の辞

式 辞

伊予郡南伊予村外三ヶ町村用排水改良工事竣工シ、本日茲ニ官民各位ノ光臨ヲ得テ竣工ノ式典ヲ挙クルハ寔ニ欣幸トスル所ナリ

抑々伊予郡南伊予村ノ大部分ト是ニ隣接スル北伊予村、松前町、郡中町ノ一部ヲ包括スル一円ノ耕



大谷池記念碑

地六百五十町歩ハ由来灌漑用水乏シク主要水源トシテ山麓ニ大小四十数個ノ溜池ヲ有スル外、尚地下水利用ノ補助水源存スト雖何レモ水源価値極メテ微々タリ

即チ年々歳々旱魃ニ次クニ減収ヲ以テシ甚シキハ収穫皆無ニ帰スルモノ尠カラス 更ニ其ノ反面ニ於テハ排水路大谷川ハ紆余曲折甚シク荒廢其ノ極ニ達シ排水能力殆ント皆無状態ニシテ一朝豪雨ニ遭遇センカ忽チ堤防溢流欠壞シテ深刻ナル災害ヲ敢テス

蓋シ本地域ハ用排水施設共ニ最も劣悪ナル条件下多年苦難ヲ重ネ来リタル区域ニシテ是カ解決ハ地方最大ノ懸案タリ

偶々南方山谿ニ於テ貯水池造成ニ絶好ノ箇所ヲ得タルニ意ヲ強クシ欣喜シテ実現ニ万策ヲ傾倒努力ヲ続ケタル結果昭和六年愈々機熟シ国庫補助地元負担其ノ他諸種ノ案件解決ト共ニ県営用排水改良事業トシテ事業費五十一万六千余円ノ計画成リ 茲ニ堤高百十六尺、貯水量三十万立坪ニ達スル全国有数ノ一大貯水池新設事業ハ愈々其ノ緒ニ着クニ至レリ

爾来恰モ昭和九年ノ大水害ニ際会シテ既成工事ノ一部ヲ水泡ニ帰セシメ或ハ用地ノ買収ニ予想外ノ時日ヲ要シ或ハ請負形態ヲ県直営ニ変更シ更ニ近クハ時局重大化ニ伴フ経済界変動ノ影響等予算モ現計総額六十六万八千余円ヲ算スルニ至リ波瀾曲折十幾星霜宮々トシテ今日ニ及フ 待望ノ大貯水池タルヤ蓋シ偶然ニ非ラサルナリ

今ヤ満々タル貯水ハ微動タニセヌ盤石ノ土堰堤ト共ニ正ニ放流ノ時期ヲ待ツモノノ如ク 茲ニ六百五十町歩ノ耕地ニ対スル憂患全ク一掃セラレ豊穰ノ秋期シテ待ツヘキモノアリ 戦局今ヤ真ニ重大化

シ戦線ノ拡大ト共ニ本土亦敵ノ頻襲下ニ在リ国民食糧確保ノ要愈々切ナルモノアル時其ノ以テ貢獻スルトコロ多大ナルモノアリト謂フヘク邦家ノ為寔ニ慶賀ニ堪ヘサルナリ 是レ偏ニ上級官庁ノ指導援助ト關係官民努力ノ結果ニシテ深ク感謝スル所ナリ

關係民諸氏宜シク是カ維持愛護ニ努メ本施設ノ惠澤ヲ永ク後世ニ伝ヘラルヘシ 茲ニ竣工ノ式典ヲ挙クルニ方リ聊カ蕪辞ヲ述ヘテ式辞トス

昭和二十年四月十二日

愛媛県知事 雪澤 千代治

工事報告

県営大谷池築造工事完了シ本日茲ニ竣工ノ式典ヲ挙行セラル、ニ当リ工事ノ概要ヲ報告スルノ機会ヲ得タルハ最モ欣幸トスル所ナリ

抑々本事業ハ伊予郡南伊予村、北伊予村、松前町、

郡中町ノ四ヶ町村ニ亘ル耕地六百五拾町歩ニ対スル年来ノ旱害ヲ防除スル目的ノ下ニ計画シ昭和六年十二月其ノ第一期事業タル導水溝開鑿費貳万九千七百七拾五円ノ国庫補助指令ヲ受ケ昭和七年一月工



竣工式 雪沢知事祝辞

事ニ着手全年七月第二期事業タル溜池工費五拾貳万八千八百六拾貳円更ニ昭和十七年二月拾壹万円ノ増額ニ依リ総事業費ハ実ニ六拾六万八千六百参拾七円ニ達スルニ至リ 何レモ国庫補助確定ト共ニ逐次実施ニ移シ専ラ進捗ヲ期シ来リタル所ニシテ地方稀ニ見ル代表的農業土木工事ナリ 今其ノ施設ノ内容ニ付概説セシニ溜池ノ全貯水量三十万立坪水面積十二町九反余歩ニシテ堤防高ハ直高百十六尺五寸、長百十間 天端幅五間 内法面勾配三割全部張石 外法面勾配上段二割 中下段共二割五歩、犬走りニケ処幅一間半、中心刃金ハ上幅二間下幅九間トシ之カ総築堤土坪六万二千二百余立坪ニ達ス、余水吐ハ溢流堤二十二間 放水隧道六十八間ニ依リ洪水ヲ大谷川ニ放流セシム 伏樋管ハ内径十尺延長百十七間混泥土巻隧道トナシ 配水斜樋ハ内径三十吋混泥土管ヲ用ヒ孔徑一尺二寸ノ取水扉六個ヲ備ヘタリ

尚付帯工事トシテハ第一期事業トシテ施行シタル導水溝延長八百六拾五間用水引用幹線水路延長百七十七間付替通路延長八百間等ヲ主ナルモノトス

今以上ノ施設ヲ総合スルニ工事ニ使役セシ人夫延人員ハ三十七万三千人、此ノ金額二十五万六千円、主材料トシテハ石灰九万五千袋、セメント五百吨、割石貳拾万五千個、鉄材三千貫等ヲ要セリ

願ルニ工ヲ起シテヨリ実ニ拾参年余月、此ノ間幾多ノ困難ヲ克服シ、工事期間トシテハ比較的長時日ヲ要シタリト雖 此ノ時間ヲ通シ自然力モ併セ相加ハリ工事ノ堅牢度ニ寧ロ力アリタルモノトモ謂フヘク蓋シ天祐ノ下、上司ノ御指導ト地元諸賢ノ御援助並ニ従業員各位ノ献身的御努力ニ依ル賜ト深ク感謝ニ堪ヘサル所ナリ

以上概要ヲ述ヘテ工事報告トス

昭和二十年四月十二日

伊予郡南伊予村外三ヶ町村農業水利改良事務所長

地方技師 和田 忠重